

特36

905

蓮如上人御一代記圖繪

中

運如上人御一代記圖繪卷中

⑦ 加列富樫政親一揆を鎮する事并川清が称す兵火の事

文明五年八月上旬より吉清の山上に要害の沙汰ありしに、加賀の

ゆるハ吉清の山ハ、要害の地あり其上又要害に要害を構ふる事ハ何の

世ハ破却せしむべきや、是日吉清、敵軍昌不及ぶ是、倭國主朝倉景教

軍ハ討負、仇と見富樫政親、一揆を鎮する事ハ、

事初、川清、真光寺を破却せしめて、二千餘騎、八月十音、真光寺へ乱れ入

り、半、全、二年、多、修、築、拂、て、軍、神、の、門、出、り、と、勇、進、て、吉、清、へ、攻、め、る、所、に、後、の

あり、二百、騎、身、の、勢、來、て、戻、せ、と、大、音、聲、に、て、呼、り、り、る、諸、軍、將、士、を、見

て、破、富、樫、殿、多、加、勢、を、賜、り、ほ、る、と、楯、を、叩、て、喜、ひ、け、る、に、思、の、外、圍、を、上、け、て

切、て、か、る、一、揆、者、大、に、用、障、一、何、る、ぞ、や、心、得、か、り、と、う、ろ、と、一、揆、者、を、け、り

所、加、賀、の、大、將、山、田、太、郎、左、衛、門、大、音、聲、を、以、て、云、る、ハ、富、樫、殿、の、後、ハ、今、を、運、如、上、人



遊あへ下向ふされ吉崎一守を嘗むひ普く衆生を化益しむる願ふも欣
 ぶべきる況や正理を順するのあは汝若吉崎は未請して日頃の郡業を改宗し安
 心の赴きをお借るべき所は却て一揆を起し存外の偽き言語同形のあり既に汝
 若も親鸞聖人の正流を汲あぐり本願の寺務職運如上人の敵對まとい大逆無
 道のあり之速に此陣を引去べし左もあらんば微塵もあさんと大に怒て云けま一揆
 とも案をお連あ一言の返答もあく蜘蛛の子をちりすか如く皆ありて
 逃去るる
 山田太郎左衛門と申けるは專稱寺の焼失は一揆せの
 所為之彼も早速再興致すべしとて飯下れなる
 吉崎へ此由告へけま和田五郎進出で專稱寺
 焼亡されつるこそ奇怪あれいで此方より逆寄よりて
 一揆の奴原悉く誅戮せんとぞひめきくる下間法眼
 も是をすむこと同じけま上人涙を流しむ此吉崎の



滅亡安藝法眼と和田五郎とふり六國を滅す六國

あく素ふいらはと古人の語の如く此方より逆寄あ
 して戦あは汝若七生まで勘あるぞとあはけま
 けまあ人の衝をあしてそ止る上人は此山に居住せし
 むるふよりかゝる縁初も汝若の危を見て退は如きといふ
 本文あま早く上洛まべると安藝法眼が子息下間
 源五郎平井又左衛門大家を左衛門松永慶順福田兼を
 赤尾弥七郎を以て藤島超勝を退去しむひける

八 蓮師御制誠十一箇條を書き並川崎專稱寺再建の事

今度加例一揆專稱寺を焼討せし加賀の團主富樫政親大に憤りあり一揆
 の張本安樂寺寛カは信付し一味の奴原より專稱寺の座を任せ奉令再建は
 まべとありけま無念の思ひあがも團主の上意あまは是非及一揆の
 面より金銀を聚めて專稱寺の佛堂書院厨土藏まで始より勝せて不日成



就せしめける其時何者やん門前一首の和歌をぞ立ちりる

川き望へ言河の流こみ入りて海辺の陸田穂ぞ出ふける

朝倉殿吉崎の多屋を呼寄て修るハ今度加賀の一揆前代未嘗の事ニ
富樫殿理非明白計ひ申されし左もあくハ越前より退治すべくと存せし
事及ば及ばに修るの事ハ蓮如上人の藤島山ハ退去りて
頓ては飯系有べきとの事ハ當國之早暮一々あれは思き上人
と富山ハ遷住ありと事ハ首修治されれば即時も修る事ハ
ありかくと上上人ハ引引あく早く花浴へ暇ん
ふいふり近日常習有べきと其用意をぞあされける敏
系こそを安むハ上人の思召道理ハ極せり去ふ
今日敏系に對し思召止り強へとて舎弟
朝倉与三左衛門尉恒系と使者とて藤島山ハ
きて吉崎へ再び暇住ハ我強て願ひハ



上人も是洲不及むハ時節も日を退めて寒れハ
成り通途もつゝあまハ先高年ハ暇住し
耕年致すまじしは返答あされける八月
十六日より九月十一日まで夜多由ハ返還るつゝ吉崎
ハかへせむハ夫より後ハ世上もつと移ハありて何々の沙汰
もあく目出度時節ありと國中の暇び限りあり上人修けるハ平戈を視る時ハ
閑んるも思ひ糸竹をときま奏せんるも思ふありハ不信心の者を見てハ安
心決定させしと思ひ多屋の面々を見てハ法義ハ入まよかりと思ふ斗りあり
今ハ快く勸化ハ當山の衆中自今已後此書を相守るべしとて十一ヶ條の制状
を認め示し其文曰く



- 一 諸神並佛菩薩を輕んずべし
- 一 諸法諸宗を誹謗をべし
- 一 我宗の振舞を他宗に對し難ざるべし

一物忌のり佛法の方工はこそきありとつ(せ)公方(は)他宗に對してか
 くこそきを忌むるべきなり

一本宗に於て无相兼の名言を以て恣に仏法讚嘆するべからざる

一念仏者に於て守護地頭を輕しむるべからざる

一无智の身を以て他宗に對し我意に任せて我宗の法義を輕しむる
 損致つてするべからざる

一自身より安心決定せしめて人の詞を以て法門讚歎するべからざる

一念佛會合の時魚を食すべからざる

一念佛集會の日酒の本性を失ふ能く飲むべからざる

一念佛者の衆中博奕や戯止むべきなり

右此十一ヶ條制法の義此月より於てはかき衆中退出すべきものあり仍て
 制法状如件

文明五年十一月

同年十一月祖師の御正忌會の時右の御制誠を以披露ありて自今以後此旨を堅
 くお守り(は)まき仰渡されしなり然るに此は正忌に(は)雪もふりされし加越兩國
 の道俗糸指群集して上人も喜悅の眉をひたかせる(は)雲月(は)正忌の(は)文章
 の(は)真に

五十地より多る事まであらはしてこの(は)お月(は)うらな(は)ぞうせ(は)記(は)蓮(は)上人
 ことせす(は)今(は)あ(は)まき(は)ぞ(は)お月(は)の(は)法(は)は(は)ひ(は)ぬ(は)る(は)ぞ(は)そ(は)る(は)ま(は)日

比ちのと(は)又(は)お月(は)は(は)おん(は)る(は)今(は)も(は)し(は)ぬ(は)事(は)あり(は)たり(は)日

⑨哀傷(は)消息(は)並(は)慶(は)順(は)衆(は)念(は)の(は)二(は)弟子(は)卒(は)去(は)の(は)事

爰(は)松(は)永(は)道(は)林(は)寺(は)の(は)新(は)設(は)意(は)慶(は)順(は)と(は)す(は)上(は)人(は)別(は)して

憐(は)れ(は)か(は)め(は)む(は)ひ(は)て(は)殊(は)に(は)若(は)車(は)あ(は)ぐ(は)も(は)法(は)義(は)も(は)堅(は)固(は)ある(は)が

文明五年十二月四日廿二歳にて病死せし(は)又(は)福(は)田(は)寺

の(は)素(は)念(は)も(は)无(は)二(は)の(は)信(は)心(は)者(は)あり(は)し(は)が(は)て(は)ま(は)も(は)日(は)日(は)往(は)生

せ(は)し(は)け(は)は(は)老(は)少(は)ふ(は)定(は)の(は)り(は)ま(は)る(は)眼(は)あ(は)ら(は)り(は)と(は)一(は)山(は)の



多屋衆に哀傷の消息をぞ賜りける

夫人間の為躰を静に安するに老少不定と云あがりつきあきりのハ我者ごと

きの九夫ありこそよよりて身躰ハ芭蕉の葉に日唯今モ无常の風より

ハ別あきあんとハたきの人のぐるべきたふく厭ふべきハ娑婆世界あり

わがふべきハ安養世界このたび信心決定して仏法修りせずバつつの世よりハ

うかむことをえんやうに過ぬ。秋のころ多屋衆敷のありに松長の道林ち

郷ノ公慶順ハ年をつハ廿二歳ありが老少不定のハきや遁れがきふ

よりてつるに死去すハきあるるあう云づらもはしこそ不佛法

心をつまじ間ど愕まぬ人もてきあしと思ふ処に今月四日に又福田の衆念

も往生すかの道林ちも同日にハ高て往生せしこと誠ハ信心の通りも一

味せらつそれと思ひ侍るこそも衆念ハ満六十也ね水の慶順ハ廿二歳是

則若ハ老とるに先立のハきあきハ道林ちもやあかきもときも後き先立人間

界の羽白ハハきも遁まがき也去あがり同一念仏无別道故の本文にまら

せて誠一仏浄土の往生を遂んこと本願ちやまりけるへうんちりり珠珠や

穴賢

此御消息を多屋衆へ披流し及び珠一七日報恩縁のちに於て多屋衆その外の人

まで大畧信心決定せりめなるより用出度本堂にまゝ過す去あがり其信うち捨

及ハバ信心もうせ果やなり細い不信心の溝をさとりて珠珠の法水を流せしへるる

ちり只心ありあき信心お徳やまきりる野雲小及系年東小園下向の本なる年本

流しなりと云教び限りあり

十 朝倉敏系子息氏系吉清へ系流并三ヶ条の制状披流の事

蓮如上人後島におりますます不賀賀の山中の温泉へ湯治ちり

其御宿慳殿へは音信あされり是ハ加ハ一揆は頑

ちりけるより其内礼の考とぞやへり供の人

一、下同源五郎超勝ちも今今年も書けきバ

おける文明六年正月一重て三ヶ条の制状を示し其文一曰



一 諸法諸宗を誹謗す方がさるる
 一 諸神諸仏菩薩を誣しむるがさるる
 一 信心を執りて報土の往生を遂げざる
 右此三ヶ条の旨を守て涼しく心底に貯ておまを以て本とせざらん人々に於てハ當
 山へ出入を停止せしむべき者あり仍て如件

文明六年甲午正月十一日

ある時上人の言多し去文明三年の曆伊賀の地より其洛を出て日下き七月下旬の
 既此當山の風波りも在所草庵を以て此四年の若居住せしむる根元ハ別の子
 細くつら此三ヶ条の趣を以て北陸の國に高嶺の信心未決定の
 人を一味の安心いふさん為のやあまきハ今日を時まで法事
 堪悉せしむるや此趣きを信用せし誠は年月主團の
 本意たるべき物とて守りて此制戒の条と面も涼しく
 法義に入まんとそ有難けし事切て春もはなあり



ぬきバ裁のきもきへて長閑ある日新しくかまきバ
 團のよりの系信袖まつね陣まつりて野々其々
 加賀越前も團の守護殿深く専敬しふるまれば
 團主の権おや恐むけん又上人徳を慕ひん今ハ諸寺
 諸山の海執もふ世間の雜稅も止目出なかり代ありぬ
 同年三月下旬朝念敏多子息氏系十六年あるもふを諺引もいて
 吉崎の寺者へ系信しる一夜の滞首ありなきバ一山の多屋悉く古伯坊ありし
 ける叔敏系父子上人子對して夜に物語りし上敏景守にける此以承りたる去
 年お月子十ヶ條の法制誠を思ふ事加越兩國の門下へ示しむし粗承り其
 一件ハいつ成ヶ條ありやんね見申すなり



さて曾て孫あるもふくとも近年諸寺諸山より當山を妬し申る余ハ他人惡
 きものハ自派の人惡きものつこ是より其軍を移んり若ふまる附こと言
 ひて自筆の制状と出さるるも敏景頂戴しうて一巻しむ子息氏系子對しむる

惣して萬の司とある人ハ其罪重天然之傷此十一ヶ条の趣一ツとして跡なきも其
 汝事若冠とると重も此制杖より感見せめて身のちりとてすべし我儀
 取りあは汝が為ふ家の制法を書きよすべし此の條の抽氏系へ賜りては
 九斗以上入子細く進ませむひたる。

① 蓮沙敏景の討法諸善富極改親吉崎尊敬の事

其時敏景蓮沙子孫も此の條の中物忌とふるハ佛法の中いふれあしと重
 公方或ハ他宗に對てかて忌中きつみと示し何何とて佛法ハ物忌と申すハ
 其子細くハむろ一 大聖世尊の在世の時提婆達多阿闍世太子に惡逆を働めて
 終に脚父頻婆沙羅王を殺害せし母違提希夫人を林子獄せしむ
 日之つづ阿闍世太子ハ現在五逆の惡報ありて身ハ
 惡瘡瘡瘡出でて本道の萬の靈業を用甘るとんとも更
 其終ありて時下老波女大臣阿闍世王を諫め曰

太子の患も亦瘡ハ五逆罪の現報あり世間の醫者

業を以て療むる處もバ只三界の獨尊の釈迦年

臣如未と神物よりバ一仏力にありてかる業物

ハ平悉するもは阿闍世王ハ朕ハりと違多

すああつゝ如來ハ敵とありとまが假令精令

ありて教むるも哀愍しむけきや香波女の

日佛ハ一切の世を憐れむる聲の親の子を思ふ如く病患の苦

しも教又不仁ある子ハ別して不便を絶する今大王かくのめまの

業病をえて物身悩むるも惡人ふまがハ疾く思召立て是れ

に仏の法にありむと諫めやけ阿闍世王の曰く今日ハ惡日之明日ハ善日ハ善日

如來の法の中ハ吉日良辰を擇むるは今大王現報の業病重しハ良医の如く其

良医ヲ値ぬみ吉日良辰をまむむかば汝ハ猶擲とみ善本と仰ふと不毒本と

は二本との相違ハ火の相違は移るもは惡日と吉日も亦後かると吉日ハ惡日ハ



淡坂の山のあふふうつ波はあぶらう法の新井 全
麻島の本は夕ぐさあま宿るもの群けははたして

藤山山やどまるもの勢はハハもくまを告げし
淡坂山は風は巧くくしてま本一柱も生るるあはまは 全

咸陽宮のやまをつくなくも楚人の一炬はけつと成り袖を枯全も竟は一時の炎とま
昇るて満きか衝るあふは掃吉清は深山空谷にて虎狼の棲とありと蓮如上人

荆棘を獲て一寺をば氣屏りより北陸道の門徒貴賤群集して日こはは叙景昌
まはあたる耐文園主朝倉父子飯依いひりまは法も諸山とまを差たる一所は文明六

年三月十四酉の刻は南大門の本覺寺の多なる出火してお前庵風
頻は吹まは北のつよりうり竟は清も田禄又及びけまは下問

安藝法眼大斎彦左妻は下おして上人の江世はせ淡坂
浦の照順が方へ限せまは其山具宝を在ちして古法浦



下りる山上の草あせは水も自由あは門内の超勝ち本
寛ち真宗子者九て九箇古暫時のちに悉く灰燼とをあり

なふさきども門外の多屋一所も恙あくりなまは火は燃まり
て上人の吉清へは星もたされては三思元庵猶如火宅

の金言眼前へとて市本の焼亡を悲くみあは残りも多屋
入せり然き加越の門徒より四月上旬は修市堂をぞ建しき

なまは上人始は居住しは間お加越も國の在るくは経圓
まりて土民道俗屋入通まをばお化有りなまはは敏景昌いふ斗りは

(十三) 蓮如吉清は市深筆法書並上人吉清退去の事
蓮如上は此年月四海戦國の直中あまは往來後事を思いつく福あは世の中は有り者

ある飛も川まのあ見もあはあなるあまは素田変して海とあるあと思ひ親
りひて速懐の法書を深きいける其文は曰く

そせまはづりみく方の元業有為の轉變を察するにれくれまはつあは眼秀



思ひたりき(まき)つあり早三伏の夏もすぎ夜寝の秋もあり(つ)の闘諍出
 来まり朝倉敏系(の)舎弟(の)経系と下右安藝法眼と緋執(の)り(つ)く(中)中(の)珍(の)物(の)
 及び(つ)り(元)東(の)朝(の)倉(の)経(の)景(の)哀(の)佐(の)邪(の)智(の)者(の)又(の)下(の)右(の)法(の)眼(の)血(の)氣(の)勇(の)者(の)以(の)て(當)
 時(の)運(の)際(の)を(當)困(の)守(の)後(の)藏(の)より(多)致(の)ふ(つ)く(中)中(の)小(の)我(の)志(の)を(振)ふ(徑)目(の)系(と)困(其)名(の)諍
 ひ(増)長(し)て(遂)ふ(は)珍(物)及(び)つ(り)上(人)を(き)き(を)聞(む)の(他)人(の)怨(し)き(を)あ(ら)は(れ)ば(邪)計(の)及(び)つ(り)
 と(り)の(下)間(法)眼(も)へ(し)去(り)年(は)地(を)退(去)ま(さ)る(つ)つ(を)多(尾)の(面)々(止)り(し)り(と)
 き(又)敏(系)の(計)より(て)今(年)中(を)此(所)に(居)住(せ)し(め)て(か)る(不)當(有)る(我)ら(も)言
 語(の)以(て)此(及)の(像)を(吉)侍(を)以(て)退(去)し(る)べき(は)又(な)あ(り)赤(尾)孫(七)郎(大)家(者)左
 馬(頭)等(聞)坊(只)三(人)を(召)具(し)瀬(越)の(亭)と(り)者(の)小(船)吉(侍)山(後)へ(回)し(七)曲(と
 り)の(舟)より(其)の(船)を(召)具(せ)珍(物)の(浦)へ(密)に(入)り(小)塩(の)浦(より)帆(風)を(以)て(文)明(七)年(九)月
 四(日)の(曉)に(出)船(あ)され(海)海(波)を(漕)り(若)狭(の)小(濱)へ(出)る(上)人(吉)侍
 と(出)帆(し)り(と)ま(さ)る(余)波(あ)り(思)召(せ)て(か)く(あ)ん
 夜(も)す(た)く(た)く(舟)を(若)狭(の)津(を)出(つ)ま(さ)る(山)を(ま)る(ま)き(連)如(上)人

海人のかり(つ)す(ふ)こ(船)の(り)島(紗)ぬ(糸)多(あり)たり(と) 全
 (西)河(出)口(御)堂(建)立(並)花(女)出(現)し(て)上(人)不(謂)す(る)も
 上(人)吉(侍)を(以)て(退)去(有)て(若)狭(小)濱(に)あ(り)ま(さ)き(妙)光(を)お(姑)止(滞)
 首(ま)り(つ)り(若)狭(に)封(疆)狭(く)し(て)在(國)り(と)ん(と)も
 加(越)の(如)く(み)は(河)を(う)へ(は)息(を)上(洛)る(べ)き(と)小(濱)より(兩)津
 次(郎)四(郎)と(り)の(を)召(具)し(丹)波(越)し(て)杉(津)國(新)田(の)山
 海(を)越(し)河(内)少(時)運(送)る(あ)れ(存)に(は)經(回)し(ひ)ひ(を)れ(ま)す
 河(内)國(新)田(出)口(村)へ(は)後(智)を(ま)さ(き)其(境)地(を)以(て)洗
 す(ふ)前(に)淀(川)の(流)を(悠)く(と)し(て)舟(の)通(路)も(よ)く
 北(に)八(幡)山(崎)あ(り)ま(さ)き(洛)の(り)き(も)自(由)に(と)あ(ふ
 若)狭(向)勝(危)古(の)翠(巒)南(に)生(約)の(戦)々(を)り(り)て
 首(城)合(別)山(に)連(あ)り(て)絶(勝)の(風)景(あ)ま(り)其(地
 小(方)二(町)の(池)り(り)を(埋)て(一)宇(の)寺(堂)を(建)ん(と



思召す所の海更に谷類靡き女一人ありて上人は値りて上なる中より自ら此池の
 五百年已前より棲る龍女とて上人此所にお居住待り久し願ふに弥陀の本誓
 を化養しむる此上もあき悦びんといひたまは上人安氣しむるにまて法に傳ふ
 かくて今幸に佛堂を遠建す永く此地を去らして弘法のお度神と成仏法を
 昌の靈地とあはべし龍花三合の暁みなるを守るべしと法つるに法に化り
 彼女も顔よりをりくと涙を流し今道なき善知識を値するに百鬼乃浮木優
 曇華の然に何のともあはれなき人かとて嘆げばみ笑を合は悦びの眉をひききり
 此後此寺永劫退轉あまかり擁護しあるべしと固く諾しけり清中に坐すは是
 よろく佛堂書院厨室を莊嚴美しくし建まらしめり別今の光台寺に
 ⑤ 聖御堂は建立並唐人末朝して蓮の石を化を受るる
 文明九年丁酉十二月廿九日上人六十三歳ありては口号あり
 六十あるをりてとくりと年のつりり名弥勒の佛法を傳へり 蓮如上人
 且善に信心ひつるあきまて佛の恩をあらうありへり 全

頌てまき来さんとを思ひつけむひて

いつまでとあくる月日のまのりば我まやへしふこの夕ぐれ 全
 坊は國を山下に海岬に佛照すとふなり此住僧平生連方にのみ心をうつして
 仏法を續の方うとくしけきば上人思召やう此坊主を人を法を我入るに多く
 の人の為なるべしとて言累書は一派のりをもく著し三首の歌を添へ
 き溝岬に本原とふ所は捨置むむ佛照ち九百
 在家にありし道まてまをひろひ頌て出口へ持来
 しけきば上人をまの心をあをねしむるをあらわれ
 む風流よまて法を我をくしむる益ありきば
 終に佛照ち信心堅固の行者とふまきりその方ま日
 心とていも佛をしのむてりて蓮如上人
 まことの法をかろふにちあま
 つみあらく如来とこのむをあまきば 全
 のりはかよあへてそゆけ



法をきく所みこころをさむむきにも言ふ所地仏と唱へてそれ 蓮如上人
 蓮如出口にまじりて時身おぼのほへ下向りて今の世に天下紛溢あまされば
 子希おきて運て倭合兵乱の禍お破却せざることも所をかへて弘く化益せんとして堺の
 津まけて一字の法堂を建立たりておくは下向まりけるに一日契丹人の堺
 浦お忍びお上人の老ぬ化を学ばるるなりこまに往育りの人の聖子を失ひ歎き悲
 このためり親世青井お後生菩提を祈りけりしに新に示現を学ばる其の告は
 汝日本に帰るべし念仏の門お教昌の宗仰りその勸化を交て後生の一大有
 を定むべしとぞこまにありて懇を求めて堺の法坊を築治し上人お留まりて件の
 者をやま上人お是偏に宿善完脱の時にせり薩摩の告命ありて他力
 難思の本誓九愚直入のこたりり懇おすめむひりかば歎きの涙袖をぬる即六字
 の宝号をまき与へる頂戴し頓て契丹國にゆりぬ上人の法水本朝に溢て天城
 と潤する不思議ありしるどもあり

⑤ 山科御堂は建立並運松は越年の詠歌の言

山城國宇治郡山科郷小野庄野村の西中小路の敷地の末田を築る文明七年の九
 月お吉崎を立退きまひて後抄おと出口とよま三年のふる幽棲をとりま是に江沙金
 子お弥七入道善徒とよ人前住存如上人の代より大谷にありて深き信者あり
 くるが或時出口の閑窓お系結して申さま
 ち村お門下けきバ少時は深き
 りる山科宇治郡山科の郷本苗は
 建立するお字を勝地なり都鄙の
 俗系結の便りよびと再
 三お上りまきか其地を歴
 修りありんとて文明十年
 正月廿九日蓮如上人六十
 四歳の辰時にお出口より
 以上落りて大津近松
 へは通ひの砌山科安祥



ち村お門下けきバ少時は深き信者あり
 りて侍者化まじりけるは
 系結の諸人群集す
 る事 稻麻竹葉草の
 如くこふ同御抄村
 とらふ子は利お軍
 の幕下ま遠路の刺吏
 海老名お遠江お子
 孫お海老名五郎お孝
 とお者あり上人の化

和河内わがわちの寺門てらもん徒吉野山のやまへ拙そまを入れて柱はしら五十余間上じゅうごじゅうごかんかみ一ひとまきりける勢いきほてその

多おほくも多おほくを明あきる文明ぶんめい十二年じふにねん正月しげつ十六日じゅうろくにちより影堂えいどう試しの考こう

て三尊さんそん敷しきの小堂せうどうを作つくて見みたりしれより二月にがつ二日ふたひ佛堂ぶつどう

の手て斧きり初はつり雑木ざつぼくを八はち近在きんざい近御きんぎょより運う送せう一ひと室むろ

附つきまる既すでに三月さんげつ廿八日にじゅうはちにち棟上むねがへの祝儀いわいぎ敷しきを

りて内陣うちじん外陣そとじんの板敷いとうしきの良材りやうざいハ大津おほつより運うび擔たん

扱あひ孫まごの志こころの神木かみを買かひおめて四月しがつ四日よひより

扱あひ昔むかし百ひゃくふぶかり十月じゅうがつ四日よひふ出来いませり造つく作さくハ

四月しがつ五日ごにちより八月中はちがちちゅうあまひ日ひも水みづき以もてあまひ番ばん

匠たくらの手てちもまろ色いろきていと杜た羅ら麻ま成なり乾かい

けきバ上人じやうじんの教しやくび寺門てらもん徒との満まん足あしこのうへやんとして

糸いと休やすみやまよりり

蓮如上人御一代記圖繪巻中終



